

第360回矢板市議会定例会

議 案 書

令和2年3月

矢 板 市

第360回矢板市議会定例会提出議案

議案第 1 号	市長の専決処分事項承認について・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
	専決第1号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第6号）
議案第 2 号	令和2年度矢板市一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
議案第 3 号	令和2年度矢板市介護保険特別会計予算・・・・・・・・P 3
議案第 4 号	令和2年度矢板市国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・P 3
議案第 5 号	令和2年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・・・P 3
議案第 6 号	令和2年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特 別会計予算・・・・・・・・P 3
議案第 7 号	令和2年度矢板市水道事業会計予算・・・・・・・・P 3
議案第 8 号	令和2年度矢板市下水道事業会計予算・・・・・・・・P 3
議案第 9 号	令和元年度矢板市一般会計補正予算（第7号）・・・・・・・・P 4
議案第10号	令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）・・・P 4
議案第11号	令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算・・・・・・・・P 4 （第3号）
議案第12号	ハッピーハイランド矢板排水処理施設整備基金条例の制定・・・P 5 について
議案第13号	矢板市空家等審議会条例の制定について・・・・・・・・P 8
議案第14号	ハッピーハイランド矢板排水処理施設条例の制定について・・・P12
議案第15号	矢板市印鑑条例の一部改正について・・・・・・・・P19
議案第16号	矢板市監査委員に関する条例の一部改正について・・・・・・・・P21
議案第17号	矢板市職員定数条例の一部改正について・・・・・・・・P23
議案第18号	矢板市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について・・・P25

議案第19号	矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部 改正について	・ ・ P27
議案第20号	矢板市国民健康保険税条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ P29
議案第21号	矢板市特別会計条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ P31
議案第22号	矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について	・ ・ P33
議案第23号	矢板市介護保険条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ P49
議案第24号	矢板市営住宅条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ P51
議案第25号	公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整 備に関する条例の一部改正について	・ ・ P53
議案第26号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ て	・ ・ P56
議案第27号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ て	・ ・ P57
議案第28号	字の廃止及び字の区域の変更について	・ ・ ・ ・ ・ P58
議案第29号	市道路線の変更について	・ ・ ・ ・ ・ P60

議案第1号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第1号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

専決第1号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年1月22日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

令和元年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

議案第 2 号 令和 2 年度矢板市一般会計予算

議案第 3 号 令和 2 年度矢板市介護保険特別会計予算

議案第 4 号 令和 2 年度矢板市国民健康保険特別会計予算

議案第 5 号 令和 2 年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6 号 令和 2 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計
予算

議案第 7 号 令和 2 年度矢板市水道事業会計予算

議案第 8 号 令和 2 年度矢板市下水道事業会計予算

(以上別冊)

議案第 9 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 10 号 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 11 号 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

（以上別冊）

議案第12号

ハッピーハイランド矢板排水処理施設整備基金条例の制定について

ハッピーハイランド矢板排水処理施設整備基金条例を、別紙のように定める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

ハッピーハイランド矢板排水処理施設整備基金条例

(設置)

第1条 ハッピーハイランド矢板排水処理事業に係る管路等施設の維持管理その他事業の円滑な運営を図るため、ハッピーハイランド矢板排水処理施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第13号

矢板市空家等審議会条例の制定について

矢板市空家等審議会条例を、別紙のように定める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市空家等審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、矢板市空家等の適正管理に関する条例（平成30年矢板市条例第21号）第7条の規定に基づき、矢板市空家等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、空家等対策に関することについて、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画に関すること。
- (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等の認定に関すること。
- (3) 法第14条第1項から第3項まで、第9項及び第10項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項のほか、空家等対策の推進及び適正管理に関して、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 建築士
- (3) 宅地建物取引士
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長の職務を行う者がいないときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長

が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(矢板市空家等の適正管理に関する条例の一部改正)

2 矢板市空家等の適正管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(次項において「審議会」という。)」を削り、同条第2項を削る。

議案第14号

ハッピーハイランド矢板排水処理施設条例の制定について

ハッピーハイランド矢板排水処理施設条例を、別紙のように定める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

ハッピーハイランド矢板排水処理施設条例

(設置)

第1条 ハッピーハイランド矢板地内の排水の水質保全と住環境の向上を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的とし、当該地域内の汚水を処理するため、排水処理施設を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活若しくは事業に起因し、又は付随する廃水（雨水及び工場廃水を除く。）をいう。
- (2) 処理施設 汚水を処理し、河川その他の公共用水域に放流するための施設及びこれを補完する施設をいう。
- (3) 排水設備 汚水を処理施設に流入させるために必要な排水管その他の設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (4) 処理区域 排除された汚水を処理施設により処理することができる区域をいう。
- (5) 使用者 処理区域内において、汚水を処理施設に排除する世帯又は事業所等をいう。

(処理施設の名称等)

第3条 処理施設の名称及び位置並びに処理区域は、次のとおりとする。

名 称	位置（浄化槽）	処理区域
ハッピーハイランド矢板 排水処理施設	矢板市成田字中山10 99番地4	矢板市成田の一部

（排水設備の設置義務）

第4条 処理区域内に居住する者、処理区域内にある建築物の所有者若しくは管理者又は処理区域内で事業を営む者は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（排水設備の接続方法及び内径等）

第5条 排水設備は、規則で定めるところにより処理施設に固着させなければならない。

2 排水設備の排水管の内径及び勾配については、矢板市下水道条例（平成2年矢板市条例第23号。以下「下水道条例」という。）第4条第1項第3号及び第2項の規定を準用する。

（除害施設の設置）

第6条 下水道条例第11条各号に定める基準のいずれかに適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して処理施設に排除しようとする者は、汚水による障害を除去するための施設（以下「除害施設」という。）を設けなければならない。

（排水設備等の計画の確認）

第7条 排水設備及びこれらに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造の基準に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長

の確認を受けなければならない。

2 前項の規定による者が同項の規定による確認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を届け出ることをもって足りるものとする。

3 市長は、第1項（前項の場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行っている者に対しては、当該工事の中止を命じ、かつ、同項の規定による確認申請書を提出させるものとする。

（排水設備等の工事の実施）

第8条 排水設備等の新設等の工事は、下水道条例第7条第1項に規定する排水設備指定工事店でなければ実施することができない。

（排水設備等の工事の検査）

第9条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、速やかに検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、当該排水設備等の設置及び構造の基準に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

（改善命令）

第10条 市長は、処理施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備等の所有者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備等の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

（使用開始等の届出）

第11条 使用者は、処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（その他の届出）

第12条 使用者又は排水設備等の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 使用者に変更があったとき。
- (2) 排水設備等の所有者に変更があったとき。

(使用料)

第13条 市長は、処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 処理施設の使用料の額は、1月につき3,700円に100分の110を乗じて得た額とする。

(特別な場合における使用料の算定)

第14条 使用月の中途において、処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合の使用料は、次に定めるところによる。

- (1) 使用日数が15日以内の場合は、1月当たりの使用料の2分の1の額とする。
- (2) 使用日数が15日を超える場合は、1月当たりの使用料の額とする。

(使用料の徴収方法)

第15条 使用料の徴収方法は、矢板市水道事業給水条例（平成10年矢板市条例第3号）第29条に規定する水道料金の徴収の例による。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(概算使用料の前納)

第16条 処理施設を臨時に使用する者は、その都度市長が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたものについては、この限りでない。

2 前項の規定により前納された使用料の精算は、使用者から処理施設の使用を廃止した旨の届出があったとき、又は市長が必要と認めたときに行うものとする。

(手数料)

第17条 排水設備等の新設等をしようとする者は、次の各号の区分により、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

(1) 第7条第1項の規定による排水設備等の計画の申請 1件につき500円

(2) 第9条第1項の規定による排水設備等の検査の届出 1件につき500円

2 前項第1号の手数料は、第7条第1項の規定による申請の際、前項第2号の手数料は、第9条第1項の規定による届出の際納入しなければならない。

(使用料等の減免)

第18条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、使用料を減額し、又は免除するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(排水設備又は除害施設の調査)

第19条 市長は、処理施設の維持管理のためやむを得ない必要があるときは、その職員に、処理区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備又は除害施設を調査させ、又は関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(取付管の費用の負担)

第20条 使用者が、使用者の管理に起因する取付管（公共ますから処理施設の本管に接続する排水管をいう。）の新設等を行った場合は、当該使用者は、その費用を負担しなければならない。

(代理人及び総代人)

第21条 排水設備等の所有者が、市内に居住しないときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を定め、市長に届け出なければならない。

2 排水設備等を共有し、又は共用する者は、この条例に定める事項を処理させるため、総代人を定め、市長に届け出なければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第6条に規定する除害施設の設置を怠った者

(2) 第7条の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を行った者又は虚偽の確認申請をした者

(3) 第8条の規定に違反して工事を行った者

(4) 第9条第1項又は第11条の規定による届出を怠った者

(5) 第10条の命令に違反した者

(6) この条例の規定による申請書、届出書又は資料で不実の記載のあるものを提出した者

2 偽りその他不正な手段により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第15号

矢板市印鑑条例の一部改正について

矢板市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市印鑑条例の一部を改正する条例

矢板市印鑑条例（昭和51年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（登録資格）

第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

(1) 15歳未満の者

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第2項第3号中「、記録」の次に「。以下同じ。」を、「外国人住民」の次に「（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を加え、同項第8号中「（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を削る。

第12条第1項第2号中「後見開始の審判を受けた」を「意思能力を有しない者となつた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

矢板市監査委員に関する条例の一部改正について

矢板市監査委員に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

矢板市監査委員に関する条例（昭和39年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 17 号

矢板市職員定数条例の一部改正について

矢板市職員定数条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市職員定数条例の一部を改正する条例

矢板市職員定数条例（昭和30年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加える。

第2条第1項第1号中「232人」を「224人」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 上下水道事業に従事する職員 26人

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第18号

矢板市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

矢板市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

矢板市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和30年矢板市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第19号

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢板市条例第2号）
の一部を次のように改正する。

別表第1の18の項中「7月から9月まで」を「5月から10月まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険税条例（昭和34年矢板市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.3」を「100分の6.8」に改める。

第5条中「24,900円」を「26,400円」に改める。

第8条中「100分の2」を「100分の2.2」に改める。

第9条の2中「10,300円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の矢板市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 21 号

矢板市特別会計条例の一部改正について

矢板市特別会計条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市特別会計条例の一部を改正する条例

矢板市特別会計条例（昭和52年矢板市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1項を次のように改める。

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の特別会計を設置する。

(1) ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計

第2項に次の1号を加える。

(5) 下水道事業会計

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 22 号

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部改正について

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得

割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改め、同条第3項中「県」を「都道府県」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改め、同条第6項中「、電磁的方法」を「電磁的方法」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「選考しなければならない」を「選考するものとする」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・

保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を「特定教育・保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費

用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番

目の年長者である者を除く。) である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「市」を「市町村」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「市」を「市町村」に改める。

第20条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書並びに第24条から第26条までの規定（見出しを含む。）中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」

に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第32条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「限る。」の次に「以下」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」

に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢板市条例第20号）」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」に改め、「A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「同条例」を「同省令」に改め、「B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「にあつてはその利用定員の数を」を「にあつては」に改め、同条第2項中「矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4

3条」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「以下この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項ただし書中「ただし」の次に「、離島その他の地域であって」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「事業所内保育事業」の次に「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）」を加え、「であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を削り、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に、「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、離島その他の地域であって」を加え、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して

小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準によ

り算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び同条第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この

項において同じ。）」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」と

あるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定

保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第1条中「子ども・子育て支援法」を「法」に改める。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事

業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

矢板市介護保険条例の一部改正について

矢板市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市介護保険条例の一部を改正する条例

矢板市介護保険条例（平成12年矢板市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,000円」を「21,600円」に改め、同条第3項中「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,000円」を「21,600円」に、「45,000円」を「36,000円」に改め、同条第4項中「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,000円」を「21,600円」に、「52,200円」を「50,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、市長の定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の矢板市介護保険条例第4条の規定は、令和2年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和元年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

議案第24号

矢板市営住宅条例の一部改正について

矢板市営住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市営住宅条例の一部を改正する条例

矢板市営住宅条例（平成9年矢板市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「年5分の割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第25号

公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部改正について

公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部
を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部を改正する条例

公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年矢板市条例第12号）の一部を次のように改める。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条矢板市水道事業の設置等に関する条例のうち第5条の改正規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第8条を第10条とする。

第7条中矢板市公共下水道事業受益者負担に関する条例の改正規定の次に次のように加える。

第12条中「規則」を「規程」に改める。

第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（コロナ矢板排水処理施設条例の一部改正）

第9条 コロナ矢板排水処理施設条例（平成19年矢板市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「規則」を「規程」に改める。

第6条中矢板市下水道条例の改正規定を次のように改める。

本文（第4条第1項第3号を除く。）中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第4条第1項第3号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（第18条第2項中「善良な管理者」とある部分を除き、以下「管理者」という。）」

に改める。

第6条を第7条とする。

第5条中矢板市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の改正規定の次に次のように加える。

第10条中「規則」を「規程」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(矢板市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第5条 矢板市農業集落排水処理施設条例（平成7年矢板市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「規則」を「規程」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 岡 本 美代子

生年月日

議案第27号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年2月28日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 宮 本 道 成

生年月日 [REDACTED]

議案第 28 号

字の廃止及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内
の一部区域の字を廃止し、字の区域を別紙のとおり変更するので、議会の議決を求
める。

令和 2 年 2 月 28 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

変 更 調 査 書

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
倉掛	細田	4の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部	高塩	倉掛
		1の1、1の2、2、3、4の一部、5から15まで、19から36まで、37の2、37の3、38から40まで、49、50、53から63まで、65、67から74まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の全部		
	高山下	75から88まで、89の2、90から101まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の全部		
	岩ノ鼻	102から106まで、108から112まで、144及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の一部		
	三斗蒔	143、145、146、149の1、150、151、152の1、157の1、158の1、159、160、166から170まで、171の1、172の1、184の1、185の1、186の2、187の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の全部		
	長坂	113、141、142に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに114の地先の道路、水路である公有地の一部		
高塩	細田境	646の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに645に隣接する水路である公有地の全部、字酸漿平648の2に隣接する道路である公有地の全部	高塩	
		646の一部、647及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地、公有地の全部並びに645に隣接する水路である公有地の全部、字立沢382に隣接する道路である公有地の全部、字酸漿平648の2に隣接する道路である公有地の全部		
	酸漿平	650に隣接する水路である公有地の全部		
	立沢	350、356、376、377、382及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地、公有地の全部並びに383から385まで、390に隣接する道路、水路である公有地の全部		

議案第 29 号

市道路線の変更について

下記市道路線の変更については、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 28 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

変更前

路線番号	路線名	起 点	備 考
		終 点	
3158	乙畑片岡 39 号歩行者道	矢板市乙畑	
		矢板市片岡	

変更後

路線番号	路線名	起 点	備 考
		終 点	
3158	乙畑片岡 39 号線	矢板市乙畑	
		矢板市片岡	